

岩労発基 0310 第2号
令和8年3月10日

関係団体 各位

岩手労働局長



「治療と就業の両立支援指針」の周知について（依頼）

労働行政の推進、とりわけ労働災害防止につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）により、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための「治療と就業の両立支援指針」（令和8年厚生労働省告示第28号。以下「指針」という。）が告示されました。改正法等はいずれも令和8年4月1日から施行又は適用することとされました。

指針は別紙のとおりで、その趣旨等は下記のとおりですので、指針に基づき治療と就業の両立支援が適切に講じられるよう、関係事業者等に対する周知等に御協力をお願いいたします。

記

第1 指針の趣旨等

1 趣旨

指針は、改正法による改正後の法第27条の3第2項の規定に基づき、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するために事業主が講ずるよう努めるべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものであること。

2 概要

指針の1は、指針の趣旨を定めているほか、本指針の対象について規定したものであること。

指針の2は、治療と就業の両立支援と労働安全衛生法との関係について示したものであること。

指針の3は、指針全体に共通する基本的な留意事項として、治療と就業の両立支援は、私傷病である疾病に関わるものであることから、労働者本人からの支援を求める申出を

